



児童虐待って
なんだろう

みんなで防ぐ! 子どもへの虐待

平成12年に児童虐待防止法が制定されました。また、平成16年10月より虐待を受けた子どもの早期発見と保護を目指し、虐待を発見した場合に限られていた通告義務を虐待の可能性、恐れがある場合にも対象を拡大する改正児童虐待防止法が施行されました。

児童虐待は、子どもの心と体にかかわる深刻な問題です

虐待を受けた子どもの多くは、身体の発育や知的発達の障害、情緒面での障害や行動面の問題が生じます。

子どもは親の所有物ではありません。保護者が「しつけ」という理由で行っている行為であっても、子どもに著しい苦痛を与えたり、子どもの成長に悪影響を与える場合は、「虐待」にあたります。「しつけ」か「虐待」かの判断は、子どもの視点・立場で考えます。

子どもへの虐待には大きく分けて4つのタイプがあります

身体的虐待

なぐる、ける、戸外にしめ出すなど暴力を加えること



性的虐待

子どもへの性的行為の要求、ポルノグラフィティーの被写体などに強要するなど



ネグレクト(育児放棄・怠慢)

家や車の中に置き去りにする、食事を与えないなど親としての養育・看護を怠る、同居人からの子どもへの暴行を放置するなど



心理的虐待

言葉による脅かし、無視、きょうだいと差別的な扱いをする、子どもの前で配偶者に対して暴力をふるうなど



虐待かな?と思ったらすぐに連絡してください

相談・連絡の窓口

●子育て支援課 (8:30~17:15)

☎ 53-1151 (内線 526)

●奈良県中央こども家庭相談センター

☎ 0742-26-3788

●児童相談所全国共通ダイヤル

虐待かもと思ったら **いち はやく**
☎ **1 8 9** 番へ

必要な内容

- 子ども・保護者について(名前・年齢・性別・住所)
- 虐待と思われる内容・日時について
- 子どもの状況
- 連絡者の情報

内容について不十分でも、気になることがあれば、まず相談・連絡ください。

※連絡した人の秘密は守ります。

通告内容が虐待でなくても、通告者は罰せられません。(児童虐待防止法第6条 第1項)

児童虐待に気づくためのポイントは…？

虐待を早く発見するためには、子どもに関わる一人ひとりが、ちょっとしたサインを見逃さないことが大切です。

親が不自然

- 子どものけがに対する親の説明が不自然
- 人との関わりを避ける
- 子どもに合わせようとしていない
- 引越が不自然に多い



子が不自然

- 発育がよくない
- 落ち着きがない
- 乱暴である
- 節度なくベタベタ甘える
- 無表情である
- 衣類が汚れている
- いつも同じ服を着ている
- 遅い時間まで外で遊んでいる



親子関係が不自然

- 親の子どもを見る目が冷たい
- お互い視線を合わせない
- 子どもへの言葉かけが乱暴
- 親の前で子どもが極端に緊張している



大和郡山市要保護児童対策地域協議会

市では地域で子どもへの虐待をなくしていくために、子どもや親に接することが多い関係機関で構成する機関をつくりました。各機関が連携しながら問題解消に取り組んでいます。

関係機関

- 保健センター
- 中央こども家庭相談センター
- 郡山保健所
- 家庭児童相談室
- 人権擁護委員
- 医師会
- 歯科医師会
- 自治連合会
- 消防署
- 市役所
- 保育所
- 小・中学校
- 民生・児童委員
- 警察
- 弁護士 ほか

